

皆様のご協力により盛会のうちに終えることができました。第14回はつらつ大会を廣島市で開催いたしました。広島県知的障害者福祉大会を廣島市が被爆70周年の節目を迎えた年でもあり、平和な社会の実現と、障害のあるなしに関わらず、権利の尊重される共生社会となるよう話し合いを共有する大会となるよう話されました。そして大会主題を「廣島発進!!みんなが『ええじやん』と言える平和な社会へ」といたしました。また、はつらつ大会は「語ろうみんなの夢を!築こう平和の社会を!」とあります。スローガンのもとで開催することといたしました。オーブニングでは、廣島市手島市立三條小学校児童の皆さんと育成会メンバーとで、「ともだち」は合唱しました。「ともだち」と児童と育成会との交

# 育成会報

平成27年度版

発行所

一般社団法人  
広島県手をつなぐ育成会

広島市西区打越町17-27  
育成会総合福祉センター内  
TEL (082)537-1773  
FAX (082)537-1778

編集責任 副島宏克

第41回広島県知的障害者福祉大会  
第14回はつらつ大会を終えて

大会実行委員長 山本一隆（広島市手をなく育成会会長）



てはつらつた。大会の会場も盛り上がりました。鎌田淳会長はじめ皆さんが「できるだけ自分たちの手で」と企画された結果、内政との話し合いは、大変充実した内容でした。また、午後の「夢を語ろう」というテーマの話し合いは、聞いていて大変樂しいものでした。身近な問題から将来の大きな夢まで、それぞれが一生懸命話されました。会場の参加者は多く、手が上がり、積極的に質問し発言されました。これからも、一人一人が夢を持て進んで行つていただきたいと願つております。

終わりにこの大会を支えてくださった広島県、広島市、福祉団体の皆さん、ご後援くださった各種団体の皆さん、協賛金をご支援いただいた多くの皆さん、準備に奔走していただいたすべての皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

第14回はつらつ大会を終えて

大会実行委員長 田中 孝治

休けいをはさんで行政の人との話し合いを行いました。広島市健康福祉局障害自立支援課課長補佐の北山孝文さんが、わたしたちの質問に答えてくれました。すごくていいねいに答えてもらいたい、とてもわかりやすかつたです。今までにはいつも難しくわかりづらいことが多かつたけど、北山さんの話はわかりやすい言葉でとてもよかったです。

午後からは、話し合いコースとレクチャー・ショーコースとふたつにわかれています。中島小学校体育館ではヒューマンソンググループ「ザ・わたくしたち」によるコンサートを中心にして、音楽とダンスを、アステールブルザの中ホールでは「夢を語ろう」で広島県内のなかま13名による発表をしてもらいました。

その後に「しゃべり場」でなかなかおしの相談会をしました。今回の大会は開催地が広島市ということで「平和」をスローガンにかかげ、学習も行いました。

大会の最後には実行委員長である僕が、参加者の代表として「平和宣言」を行い、とてもすばらしい大会であつたと思います。

## 第四十一回広島県知的障害者福祉大会(広島大会)決議

昨年は、広島市安佐南区・安佐北区を襲った土砂災害で、多くの尊い命や全国の育成会の皆様からの心温まる支援で勇気づけられました。感謝申上げます。

さて、障害者権利条約の批准により平成二十八年四月から障害者差別解消法が施行となり、「誰もが安心して差別されることなく暮らせる広島県」への体制づくりの検討が進められています。また、平成二十九年度までの「第四期障害福祉計画」において、「地域生活支援拠点」を市町または圏域で「一か所」整備することになり、絵にかいた餅にならないよう、具体的な中身の検討を進めなくてはいけません。

私たちは、第四十一回広島県知的障害者福祉大会の開催にあたり、被爆七十年の節目を迎えたここ広島市に集い、障害のあるなしにかかわらず互いに人格と個性を尊重しあい『広島発進!!みんなが「ええじやん」と言える平和な社会へ』を共通の認識として、本大会の名において以下の事項を本日決議します。

### 記

1. 障害のあるなしにかかわらず共に支えあう地域社会をつくること。  
障害者の理解や差別解消につながるような県民への啓発活動を充実させること。
2. 障害者総合支援法三年後の見直しを控えて、より一人ひとりのニーズに対応した地域生活支援に努めること。
3. 一人ひとりのニーズと特性を大切にした特別支援教育や児童発達支援の推進をはかること。
4. 一人ひとりの働き方に寄り添った就労支援ネットワークを充実させること。
5. 高齢期を迎えた人々が孤立することなく安心して暮らせるように、訪問による相談支援体制を充実させること。
6. 地域防災計画への障害者当事者団体の参画を進めること。
7. はつらつ大会で決議されたことを真剣に受け止め、実行できるよう支援すること。
8. 右、決議する

平成二十七年十月四日

第四十一回広島県知的障害者福祉大会（広島大会）

## 第41回広島県知的障害者福祉大会 (広島大会) 受賞された方々 おめでとうございます



### 1. 広島県知事から感謝状を贈られた方

施設従事者 森永高治 様（（福）みどりの町 共同生活ホーム兼

みどりの町障害者就業・生活支援センター）

施設従事者 岡本律子 様（（福）「ゼノ」少年牧場 こばと園）  
施設従事者 平岡享子 様（（福）光彩会 みのり学園）

### 2. 広島県手をつなぐ育成会会長から表彰状並びに 感謝状を贈られた方

表彰 津田利也 様（広島市西部障害者デイサービスセンター）

表彰 安田正子 様（広島市手をつなぐ育成会）

表彰 植田恵子 様（広島市手をつなぐ育成会）

表彰 日野幹子 様（広島市手をつなぐ育成会）

表彰 澤山勝治 様（大日学園）

感謝 古田寿子 様（広島市手をつなぐ育成会）

感謝 西本博義 様（広島作業所）



第4回

平成27年12月13日（日）に広島県健康福祉センター（広島市南区）において、「第4回きらつと光る人生を考える研究大會」が開催されました。午前中は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長の田中佐智子氏を講師に迎え『生活場の現状と今後の方向性』というテーマで講演がありました。

午後は、鹿児島県の社会福祉法人ゆうかりの水流源彦理事長から『障害者の高齢化・重度化・親亡き後の生活場』をテーマとして、鹿児島市の地域生活支援拠点づくりに向けた実践についての講演をしていただき、その後、『安心できる親亡きあとの生活場』をテーマにシンポジウムが行われました。今号では、そのシンポジウムの内容を掲載します。

次の6点を“議論したい問題点”として提示し、シンポジウムにありました。時間の都合上、1点につき2人程度のシンポジストに意見発表していただきました。

水流 源彦 氏	障害者支援課
(社会福祉法人ゆうかり	
久保 厚子 氏	理事長
(全国手をつなぐ育成会連合会	
コーディネーター	課長
副島 宏克 氏	
(広島県手をつなぐ育成会	
会長	会長

ものであると理解しております。  
（終末の生活場としての位置づけとする）新たな住居は地域での生活支援拠点であり、旧来の入所施設と考えるべきでない。すなわち、「これまでの、施設から地域へ」の流れは変えるべきでないと考えます。これらの点をどのように考えますか？

者の分野でも、住み慣れた地域で馴染みの景色を見ながら、馴染みの人に囲まれて最期まで“、”ということをよく言われるが、やはり障害のある人にとっても同じです。希望に応えるような機能であるべき、ということを考えると、高齢者の地域包括ケアと同じであるといえます。医療、介護、健康、住まい（生活支援）といういろいろな分野について、地域の様々なフオーマル・インフォーマルな資源を総動員して組み合わせて生活を確保していく。そして、このコーディネート役を果たすのが、基幹相談支援センターであると思います。





シンポジスト左から、田中氏 山本氏

(山本氏) 地域に推進していくというの  
は、まったくその通りだと思いま  
す。国の施策としても、午前  
中に田中課長からも話があり  
ましたように、施設入所者を  
14万6千人→13万人台の4%減  
ということを推進しているところ  
です。東京の場合だと入所で  
きる施設が八丈島とか大変遠い  
地域なので生活ができないとい  
う意味で本当に困つておられる  
人がたくさんいらっしゃいまし  
た。その意味で、平成17年から  
グループホームという形の制度  
で、現在は9万人近い方が1万  
円の家賃補助のしくみの中で、  
グループホームへの移行という  
流れになつてきています。こう

どこの地域でも展開することができるには、NPO法人などの小規模法人でも整備ができるようにするべきである。この事業が第一種社会福祉事業に位置づくと、それは難しくなる。この

くということを国としても側面的に応援していかないと、がんばっている地域と全く進んでいない地域の差が広がつてもいけません。ですから、ハードの設備面での支援とソフト面の支援というものはやらないといけないと思っています。

いう流れが地域のなかでしつかり定着できるような制度の支援

点についてどのように考えますか？

(久保氏) 第一種社会福祉事業というの  
は、基本的には入所施設をもつて  
いるところをいうわけですね。  
逆に入所施設を経営していると  
ころでなければ拠点事業ができる  
ないというわけではないと思いま  
す。私は基本的には、地域の  
社会資源としていろいろな法人  
がいろいろなことをやっておら  
ますが、それぞれに得手不得  
手なところがあるところをうまく  
連携をして、法人の枠を超えて  
いただけで一つの拠点事業を  
各地で展開していただきたいと  
思っています。その意味では、  
第一種社会福祉事業でなくとも  
運営していくというのが基本  
だらうと思います。

るかできないか、ということでは合併も含めて、例えば新潟の片桐さんのところでは社会福祉法人どうしの合併をしましたが、ある程度の経営基盤を保つということは経営側としてはどうしても大事であると思います。社会福祉法人の在り方を考えたときに、税制上の優遇どうこうだけではなく、その地域に根差して地域のまちづくりを行政や利用者の方々と手を携えて進めていくという意味でも、しくみということだけではなくそれを超えた何かというのを今後考えていくべきつかけになつたらしいのかなと思います。

3. 厚労省の資料の中の「地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一體的な整備を推進」のイメージ図では、30人程度の小規模な障害者支援施設となっているが、これでは昼夜一体型の旧来の入所施設と理解してしまう。旧来の入所施設とどこが違うのですか？この点について説明をお願いします。

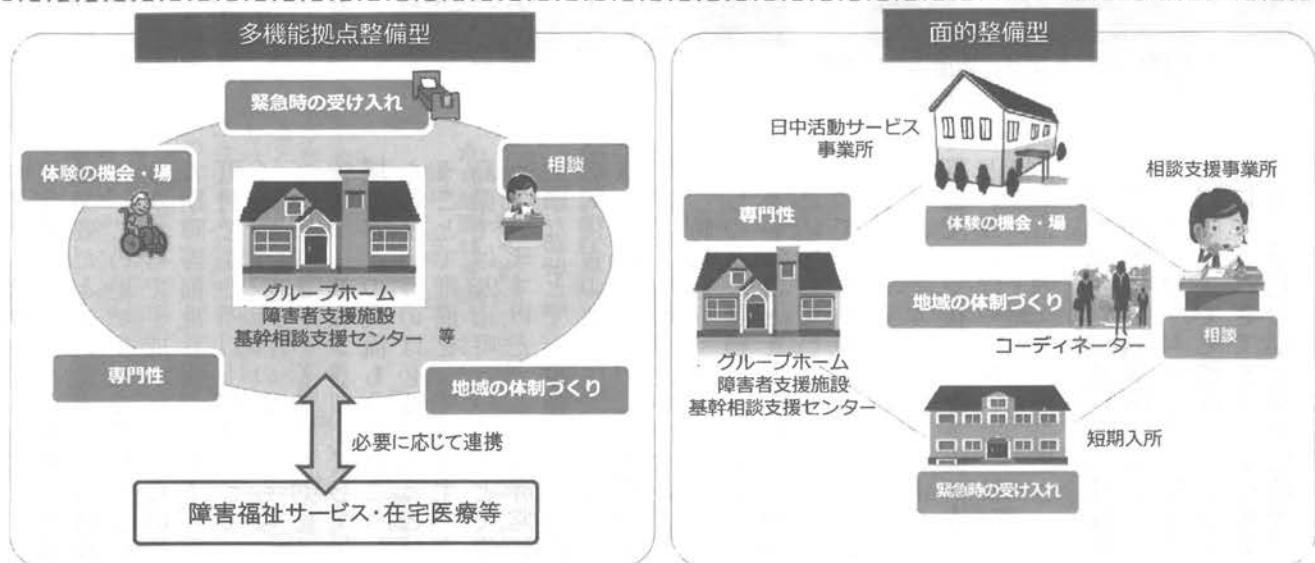
(田中氏) 地域生活支援拠点の資料などの中、核になる機関や面的整備の一つのパーソとしてグループホームと障害者支援施設と基幹相談支援センターというのを具体的な例示として挙げています

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



## 障害保健福祉施策の動向(田中課長 行政説明資料より)

ここで拠点に何を求めるかということを考えると、拠点は地域での生活を支えるということをお願いをするわけですから、旧来の入所施設が昼夜一体型で大規模な施設で地域に開かれていないということをイメージされるとすれば、ここではやはり地域の拠点として、地域に閉ざされているところは拠点としての機能は果たしていないと思います。それは施設であろうとグループホームであろうと同じだと思います。形はグループホームでも、地域に開かれてなくて、そこだけで孤立をしているのであれば、それは地域に開かれた生活と言えるか、そこは議論があるところだと思います。

具体的には、地域での関連機関との連携、地域とどのように連携が取れるかということなので、地域移行もそうですし、当然医療との連携や他の事業所との連携ということになると、そ

す。もちろんここでなくともいいのですが、実際に一定の規模を持つて、緊急時の受け入れとか居住機能を持つたり、他の資源をサポートしていくとなると、ある程度の規模をもつたようなところをイメージされるので3つを例として挙げています。そのなかで障害者の支援施設で基本的には小規模の支援施設をイメージをして描いています。

いう面で開かれていなければいけませんので、形が施設かどうかということよりも、むしろ機能の面では施設だけということで捉える場合と、拠点として捉える場合とは求められるところプラスアルファの部分が違つてくると思います。ですから、形が施設であつても拠点としての様々な機能を担つていただくということが必要になると思います。

次の4と5はどちらも予算のことですから一緒に進めます。

5. 高齢・重度の方の利用が多くなると考えられるので、医療との連携が必須となります。看護師の常設や医師との24時間365日連携が取れるよう体制が必要です。しかも、地域の安心コールセンターの役割も兼ねることになります。この場合、看護師の配置、医療との連携、24時間体制等新しい体制が必要となります。そのための報酬単価の見直し、新体制への加算が必要となります。この点の考え方お聞かせください。

5. よりも4. のほうがなかなか大変だなというのが、国の予算などの面から見る正直なところです。拠点もそうですが、障害福祉のサービスはそれに通常かかる経費というのを勘案して報酬としてお支払いをして回していくくというのが形になっています。そういう中で、経営の状況である程度事業が回っているかどうかということはいろんな形を見させて頂きながら議論をすることができます。ある程度短いスパンでの話ですが、施設の整備ということになると、ある程度借入金とか自己資本とかもありますが、額が非常に大きなものになるので自治体もうですが、国としても補助とうことでのお手伝いが難しい部分があります。しかし、全体の施設の整備費が毎年かなり厳しい状況になっています。拠点イコール必ずしも施設整備ということではないですが、拠点の機能を持つた施設の整備を行うにあたつての費用を、施設整備費の中でも優先的にあげてほしいということは自治体にお願いをしているところです。またいつ整備を進めるの拠点以外にもサービスの基盤整備が必要になりますので、これは全体として整備費を確保していくということになるかと思いまして、またいつ整備を進めるの

か、一度にやると額も膨らむので、どのくらい分割してできるのかということも考えながらで、きるだけ多くの整備費を確保していきたいと思つています。

5. で聞かれているような体制整備については、報酬の見直しのなかでどういう工夫ができるのかということになります。特に医療との連携は非常に重要です。27年度の改定では生活介護の常勤看護師の加算をやっております。このように、重度の方を対応とするグループホームにおいて看護師を配置することを基準とすることは保障されないといけませんし、報酬の面でもそのようなことが可能となるようしなければいけないと思つています。

また地域生活の新しいサービスや例えば短期入所と医療の連携ということも障害者部会の中では言われていますし、モデル事業を実施するなかで、次のH30年の報酬改定まで若干のタイムラグはありますが、実際にやつてみてどういうところで報酬改定のネタとして、それを極子に報酬を上げていくという方が整備費よりは芽があると思つています。ですからどこが足りないのかということを試算の取組みのなかで教えていただきたいと思つています。

(山本氏) 今、政治家として来年度の予算と今年度の補正予算を議論しているさなかです。ここで障害者の施設整備費をどこまで拡充することができるかという問題があります。もう一つは3年に1回の報酬改定ですが、ここで様々な障害者福祉に関して取り組むことができるか。昨年はマイナス改定ではないかとの議論がありました。介護は大きなマイナス改定になつたわけですが、昨年は田中課長を含めて障害福祉部長とも相当やりとりがありました。我々障害者福祉を担当している政治家は超党派で、それぞれの部門ごとに財務省ともやりとりをして最終的にマイナス改定にはなりませんでした。やはり、各団体の皆さま方のお考えを反映していくながら、いかに財務省や官邸に理解を求めていくかということが大事だと思っています。

促進するための支援が必要である』ということがうたわれています。私たち公明党の大臣にして、その一つがこの地域生活支援拠点だと思っています。

H27年度の施設整備費は25億円に近い額ですが、これは足りませんので補正予算で拡充をして対応していくわけですが、3兆5千億円のなかでどこまで施設整備費を含めることができるのが何とか2倍以上確保する形で当然かかる施設整備について超党派の議員の方と連携しながら取り組んでいきたいと思います。そして、報酬改定に関しては、医療連携加算、現在は看護師一人配置24時間体制で39単位となっています。実際、グループホームへの訪問看護については利用者1人の場合一日500単位、2～8人の場合250単位ですがまだまだ足らないと思います。これは30年報酬改定に向けての活動になりますが、いずれにしても親亡きあとの生活場を考える時に予算と報酬改定は大事になってしまいますので、頑張つていきたいと思います。



優先原則の下、すでに特別養護老人ホームを利用している方もいます。その場合、近くに地域生活支援拠点の施設ができた時は、障害者福祉に替わりたいという希望があります。その場合の移動は可能と考えたい。この点の考え方をお聞かせください。

(久保氏)  
親や家族は、本人が変わりたいと思っているならそうさせてあげたいというのが心情だと思います。そういう意味では変わることができるようであつてほしいと思いますけど、現在特別養護老人ホームを利用されていて障害福祉に変わりたいという理由が何なのか、それが分かれ

目になつてくるのかなと思います。要は、慣れたところだからそこに戻りたいということなんか、それとも障害福祉のことをあまりよくご存じないので、その人にあつた支援ができるないといふことなのか、そこで変われるか変われないかということは違つてくるかなと思います。親としては、本人が戻りたいと言えばそうさせてあげたいというのは分かりますが、やつていただけるのであれば原則介護保険の方で、その人に合つた支援をしていただきことが必要だなと思います。また入所におられる方もご家庭におられる方も、地域のグループホームに行つたり特養に行つたりと、違う環境のところへ移るということは、その人にどういう支援や環境があればそこで暮らせるのかといふことを、きちんと周りの者が本人を知り、選ぶということを大事だと思います。ですから、戻れるかどうか、ということでは『理由は何か』ということを聞きたいと思います。

(小池氏)  
全面的に介護に移行した人がまた障害に戻るということは想定されていなかつたけどんが、今後拠点の整備が進んでもいくというなかにおいては、これまでには施設しかなかつたけど住み慣れた地域でというのも有り得るパターンなかなと思ひ

ます。むしろ、地域移行促進ですから、そういう意味では区域へ帰るとということになります。であれば、今久保会長が言わわれたように、方向に沿うよう解釈をどうするのかという観点も大事だと思います。しかし、私はここで公権解釈をするのではなくて、このご本人さんの利用の意向は、在宅は不利だというこのまま解釈をどうするのかという観点も大事だと思います。しかし、私はここで公権解釈をするのです。親としては、このご本人さんの利用の意向は、在宅は不利だというこのまま解釈をどうするのかという観点も大事だと思います。

(副島氏)  
(田中氏)

ます。むしろ、地域移行促進のためのサービスを使つていただくのが適切かというのが最終的に判断になりますが、法律の解釈自体としては、介護保険を適用するものについては介護保険を適用する。いつたん障害の入所施設に戻りたいと言われたら、専門的養護老人ホームにおられる方が障害を使いたいと言わん。7条との関係で言えば、今組み合わせて地域生活に移行したい、戻りたいということがご本人の意向だということを前提に言えば、それに相当するような介護保険上の在宅介護サービスがあるのか、なければ障害サービスへの移行が可能であるのか。介護の方では小規模、多機能、居宅介護がありますね。複数型のよう訪問介護がついたります。さらに、サ高タの整備費のことですが、4.の整備費のことですが、国は年度当初の整備費はこれだけです。そこで、お考えがあれば出します。

(久保氏)  
も無理ですよ、と言われるんですね。年度当初に整備費をたくさん確保するというのはなかなか難しいと先ほど田中課長もお



コーディネーター 副島氏

補正でどれだけ確保するかと考  
えていただいているのですよ  
ね。ということは、無理です  
よ、と言われても私たち家族や  
地域が「それでもほしい！」と  
いうことをずっと手を挙げて言  
い続ける、そして、これだけ声  
があるのだから必要でしよう？  
ということを山本先生に後押し  
をしていただき、そして課長に  
とりに行つてもう、そういう  
ことをやらないとダメだと思  
います。要は、私たちの声がなか  
つたら、山本先生も課長も動き  
ようがないということになりま  
すから、ぜひ私たちは、これが  
ほしい、これが地域に必要だと  
思うことは声を大にして手を挙

（副島氏） げ続ける、ということで整備費を獲得するという声が必要だと思ひます。

そうですね、地域が必要だと  
いうことは発言しないと中央に  
は届きませんね。届かないと国  
は動きようがないですかね。

それから 総合支援法7条の問題ですが、1つは65歳問題で介護保険を利用するには優先するが介護保険にない障害福祉の

の状況をよくみて判断するよう  
に通達を出してくれています。  
私たちもそれを握りしめて『こ  
の人は、こうこうこういう理由  
で障害福祉を利用するのが一番  
いい。これしかないのでです。』  
というちゃんとした理由を言う  
ことが必要になつてくると思いま  
す。国の方は何回も通知を出  
してくれているけれども、市町  
村がなぜかそれを横に置いてし  
まっていますね。

とですね。ところが、その7条の条文にこだわって利用され、各市町で優先的に介護保険に移行させられる状況があるのですよね。実はこのあと出す提言書の中に、『第7条を撤廃して』ということを書いています。つまり介護保険と障害福祉は選択ができるという論法だつたはずですが、なかなか市町では通っていない。優先的に介護保険にもつて行かれつつある。しかしこれを回避すると、逆にたくさん的人が障害福祉に流れ込んでくる、これをどのように

国の立場と、実際に支給決定をされる市町村との立場では難しいところもあるかも知れませんが、今回の3年後の見直しの議論の中でもやはり市町村のバラつきがあつたりしますし、どちらのサービスがいいのか実情をよくみてください、と言っているわけです。例えば、この提言の取りまとめのなかでもありますように、障害福祉事業所がそのまま介護保険のサービスも提供できることになれば、むしろ65歳を超えた人はそのまま介護保険としてのサービスを受け

うことだと思っています。サービスの内容が変わるのであればそもそも違うものを優先してくれといふものではないので、その人の状況が変わらないのであれば、同じサービスを受けながらお金はどちらから出るのかを完結していくためには、同じ事業所でお金はそちらで支援を提供できるということが実現すればいいかと思っています。

それから、例えば居宅介護や訪問介護や生活介護等において自治体の判断とすることで私が気になるのは、障害独自のサービスについては選択ということができませんので、当然必要なサービスについては65歳以降も使つていただくなわけですが、そうなつてはいるにもかかわらず、65歳になつたので障害のサービスは全部やめて介護ですよ、という判断をしてしまう自治体があるということが気になつています。障害福祉サービスをしつかり使つていただけるものだと、相当するサービスをしつかりよく見てください、ということに

国の立場と、実際に支給決定をされる市町村との立場では難しいところもあるかも知れませんが、今回の3年後の見直しの議論の中でもやはり市町村のバラつきがあつたりしますし、どちらのサービスがいいのか実情をよくみてください、と言っているわけです。例えば、この提言の取りまとめのなかでもありますように、障害福祉事業所がそのまま介護保険のサービスも提供できることになれば、むしろ65歳を超えた人はそのまま介護保険としてのサービスを受け

うことだと思っています。サービスの内容が変わるのであればそもそも違うものを優先してくれといふものではないので、その人の状況が変わらないのであれば、同じサービスを受けながらお金はどちらから出るのかを完結していくためには、同じ事業所でお金はそちらで支援を提供できるということが実現すればいいかと思っています。

それから、例えば居宅介護や訪問介護や生活介護等において自治体の判断とすることで私が気になるのは、障害独自のサービスについては選択ということができませんので、当然必要なサービスについては65歳以降も使つていただくなわけですが、そうなつてはいるにもかかわらず、65歳になつたので障害のサービスは全部やめて介護ですよ、という判断をしてしまう自治体があるということが気になつています。障害福祉サービスをしつかり使つていただけるものだと、相当するサービスをしつかりよく見てください、ということに

久保氏

厚労省からは、その人の状況をよくみて介護保険か障害福祉かを判断しなさいよと、何度も通達で出していただいてますよね。なのに、市町村がそのことをちょっと横に置いてしまつている。厚労省は一生懸命その人

機に新しい気持ちで違う事業所に行きたいのかを選んでいただける”ということが核になるかと思います。個人的な考えですが、総合支援法第7条とは何か」というと、財政的にサービスを提供するにあたってどちらのお金を先に充てましようか、とい

れについては今後の見直しとともにしつかり徹底をしていきた  
いと思っています。

しい対応をされたということがありました。これは行政のなかで誤解されているのか、分かってはされているのか、財源等の問題もありますから分かりませんが、そういう地域が多いなというのは実感をしています。これは厚労省からもしつかりやつていただくと同時に、地方議会のほうにも私たちが働きかけをしながら、間違った対応がないように取り組んでいかなければいけないと思っています。これから、地域生活支援事業に地域格差が出てくる恐れがありますから、これも地方議会としっかりと連携をとつていきたいと思っています。

すよね。ですから、我々、今日  
参加されているみなさんが自分  
のところもやろうと思つて動い  
てもらわないと、県としても数  
値目標を挙げられないですよ  
ね。

（小池氏）まず現場の方で動いていただけで、ここで困っているとか、そういういつたものを順次挙げていただいて、県としてもできることをやっていきたいと考えています。

(副島氏)  
市町からあがつてきたものを  
拒絕しませんよね。  
(小池氏)

できるだけ協力できるよう、一緒に知恵を出していかなければならぬ大きな問題だと思つています。

(シンポジウム以上)

この研究大会終了後、5名の方から「きらつと光る人生を考える研究大会に参加して」の感想やご意見をいただきま  
した。

我が子が社会に出て4年、同時に育成会に所属した駆け出しだすが、全国大会始め様々な大会に参加させていただいています。

今一番関心があるのが「地域生活支援拠点」の整備です。私

の住む廿日市市でも福祉計画には盛り込まれていますが、具体的には何も始まつていません。はたして実現するのか、不安に思つことがあります。しかし、出来上がるのを待つばかりではなく、利用する側が積極的に意見を述べ、関わつて行くことが重要だと思います。まずは自分なりに情報を集め、動向を知り、意見をしつかり確立する。それには育成会の開催する大会、研修会は打つて付けです。今回は他地域の計画や考え方、国の最新の動向等が聞けて大変勉強になりました。これを自分の住む地域で伝え、親亡き後も我が子や仲間たちが安心して暮らしていくために必要な「地域生活支援拠点」の形を考えていきたいと思います。

祉へ流れ込むのを防ぐためにも  
第7条は砦として守る必要がある  
と言われました。厚労省から  
各市町への通達もあり、話し合  
つて障害福祉サービスをそのまま  
受けることもできるとあるの  
で、撤廃より今後も各市町への  
働きかけを行う方向で考へても  
いいのではないかと思いました。  
つい最近身近で起こったこと  
ですが、42歳の方が脳梗塞を患  
い、特定疾病になるので必然的  
に介護保険に切り替わったと聞  
きました。今回の大会でも議論  
されていましたが、地域生活支  
援拠点の施設が整備されて安心  
な機能が整えば、重度化、また  
高齢であっても障害者施策で考  
え、いろんなサービスを組み合  
わせて地域で安心した生活の確  
保ができるよう実現に向けて  
の取り組みを今後も注視してい  
きたいと思います。

が、着実に私たちの望みが実現していくのを感じられます。親亡き後のわが子の生活のスタイルが次第に見えて来た感があります。この会には国の福祉担当の方、議員さんが参加され、私たちの希望を直接届ける事ができます。会では、他県の育成会の会員さんの姿も見られます。広島にいる私達は一人でも多く参加して熱意を示す事が望みの実現化に役立つ事だと思いま

広島市手をつなぐ育成会

保護者 柴田真理子

当法人は、現在25ホームに108人の利用者さんが生活をしています。65歳以上の利用者さんは、21名、1人での歩行は非常に危険を伴うため、常時支援の必要な利用者さんも生活されています。平成3年から入所施設の人の地域移行としてグレープホームを開所しましたが、10年前位からは、より自立をするために入居する方、親亡き後を考えて入居する方、又は、親が亡くなられて生活が出来なくなつて入居する方が多くなっています。

きらつと光る人生を考える研究大会が、H27年12月13日に広

島県健康福祉センターでおこな  
われ参加させて頂きました。  
「障害者の高齢化・重度化・親  
亡き後の生活の場」を考えるテ  
ーマでもあり、当事業所において  
ても、利用者の高齢化・重度化  
が深刻な状況になりつつあります。  
現在65歳以上の方の利用につ  
いて介護保険優先の考え方が  
市町によつて全く違います。障  
害福祉サービスか、介護保険サ  
ービスを利用するかを市町によ  
つて決められるのではなく、利  
用者さんの希望をしつかり聴  
き、本人がきらつと光る人生が  
送れるように、障害関係と介護  
保険の相談員とも連携を取り本  
人の声を市町に届け、本人に一  
番いいサービスが利用できるよ  
うに働きかける役目が私たちに  
あると痛切に感じました。

社会福祉法人 静和会  
ライフサポート川辺  
施設長 中土 みやこ

昨年の11月、朝日新聞に、「障害者が地域で一人暮らしができるよう、厚生労働省は定期的に障害者の自宅を訪問する新たなサービスを始める」ことを決めた。障害者向けサービスの公定価格「障害福祉サービス等報酬」の次回改定にあわせ、2018年度の開始を目指す。

また、社会保障審議会の報告書では、グループホームについては、「障害の重い人に対応した支援を提供する新サービスを設け、報酬で評価することを求めた。」という記事が書かれていました。生活の場を施設から地域へ、さらに一人暮らし、そして障害の重い人をグループホーム、この記事を読んで、非常に驚くと同時に、どのように支援する体制を整えたらここに書かれてあることができるのか、またほんとうにできるのだろうかと思いました。

「きらつと光る人生を考える研究大会」に参加して、地域生活支援拠点の整備は、新聞に書かれている国が2018年度開始しようとされているサービスに対応する事業だということが改めて理解できました。

地域生活支援拠点は、居住支援のための地域生活支援拠点に求められる五つの機能「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受入れ・対応」「専門性」「地域の体制づくり」を、多機能拠点整備型か面的整備型かで整備していかなければならぬのでしょうが、事業として考える場合、福祉現場に必要な人の確保ができ、事業所を運営していくけるような評価を報酬改定でしていただけるのだろうか、あるいは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて整備する地域生活支援拠点が本人に寄り添つた支援がどこまでできるのか、年金だけで利用ができるのだろうかなどの心配はあります。

福祉現場にいる者としてまた国民の一人として、障害がある方一人ひとりがその人らしく安心して暮らせるように法律や制度等について責任を持つて、これから障害者総合支援法等の見直しを見守っていきたいと思います。

県会報の作成に当たっては、社  
云福祉法人 広島県共同募金会よ  
り助成をいただきました。

## 喜びの声

安芸高田手をつなぐ連合会 三上 倫弘

私は、平成元年に高等部を卒業して安芸高田市吉田町にある清風会に入社しました。みつや工場、吉田工場と仕事が変わりましたが、いずれ大勢の仲間が働いていますので、トラブルや問題もたくさんあります。二七年前働いてきました。美里町に住んでいて、毎年町のカラオケ大会や文化祭に出場しています。岡山での全国障害者スポーツ大会にも参加できます。ただ多くの仲間と出会ってきましたが、近くで友達と言える仲間が作れたらうれしいです。今回参加し、気分転換しながらがんばります。

今日は、元気のできる賞をいただきありがとうございました。がんばります。

第4回手をつなぐ育成会中国・四国大会  
第4回手をつなぐ育成会「すまいる大会」香川大会

会場：第14回香川県人大会

### 大会実施要綱



中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会  
社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会

「第4回手をつなぐ育成会中国・四国大会  
すまいる大会」が開催されました  
平成27年11月28日(土)・29日(日)



「第2回全国手をつなぐ育成会連合会  
全国大会・本人大会」が開催されました  
平成27年9月26日(土)・27日(日)

おめでとうございます

広島県内受賞された方

全国手をつなぐ育成会連合会全国大会  
会長から表彰状を贈られた方

桜井 一馬 様 竹原市手をつなぐ育成会  
前会長

広島県内受賞された方  
手をつなぐ育成会中国・四国大会 会長  
から表彰状を贈られた方  
三上 倫弘 様 (安芸高田手をつなぐ連合会  
手をつなぐ育成会中国・四国大会 会長  
から感謝状を贈られた方  
藤浦 忠司 様 (広島県・広島市手をつなぐ  
育成会 前常務理事)

おめでとうございます

<http://www2.odn.ne.jp/hiro-ikuseikai/>  
広島県手をつなぐ育成会

この共済は3つの給付制度があります

## 付添看護料共済

### ①入院給付金

病気やケガで入院したときの補償（共済）

### ②傷害見舞金

ケガで傷害を受けたときの補償（地震・噴火・津波特約セット）

### ③第三者損害賠償金

日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合の補償

プランは2つあります Aプラン（12,000円），Bプラン（18,000円）／年間

補償内容 (Bプランの場合 年間掛金 18,000円)

入院給付金	・付添看護保険料	1日に付き	5,000～8,000円
	・差額ベッド費用	1日に付き	3,000円までの実費
	・入院諸費用	1日に付き	1,000円
	・入院一時金	1入院に付き	5,000円
傷害見舞金	・ケガによる入院	1日に付き	3,000円
	・ケガによる手術		15,000・30,000円
	・ケガによる通院	1日に付き	1,000円
	・ケガによる後遺障害		8万～200万円
	・ケガによる死亡		200万円
	・対人・対物 1事故		5,000万円 限度 (自己負担なし)

詳しい資料のご請求、お問い合わせは下記までどうぞ。

《共済事務局》 一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会  
電話 082-537-1773 FAX 082-537-1778

《保険委託引受会社》 AIU保険会社 広島支店  
担当 ジェイアイシーウエスト広島株式会社  
電話 082-511-7025 FAX 082-511-7026

お気軽にお電話  
ください。

## 「権利擁護セミナー in 栃木」

広島県手をつなぐ育成会 理事 善川 夏美

平成27年11月25日宇都宮で行われた「全国手をつなぐ育成会連合会第三回権利擁護セミナー」に参加してきました。

第一部は「育成会ミッショントリビュート」の障害者と権利擁護」と題して、全国手をつなぐ育成会連合会権利擁護センター運営員である社会福祉士細川瑞子さんから「知つてほしい。知つておきたい」知的障害と「警察」一冊子作成の目的と趣旨についてと目次にそつての簡単な内容説明がありました。その中で警察や広く社会に知的障害の障害特性を知つて頂くだけではなく、親自身が最近の社会情勢を知り、我が子を加害者や被害者にしないために知つておくことが網羅されているので、是非手にとつて読んで欲しいとの事でした。(欲しい方は、広島県手をつなぐ育成会事務局の方へご連絡ください。一冊540円(送料実費))



午後からは第二部としてシンポジウム「育成会の親だから出来る知的障害者理解・啓発活動」市川親の会啓発活動、キヤラバン隊、「空」について、村山園さんよりお話をありました。2001年から「P&A—J」(Protection and Advocacy)活動など全国に先駆けて権利擁護活動をされている地域なので、アンケートや講演会、そしてキヤラバン隊などの活動も多岐にわたり、大変参考になりました。

つづいて、大田区の「心のパリアフリーすすめ隊」について佐々木桃子さんが、平成18年から地域で安心してくらしていくために「大田区あんしんネット委員会」から「心のパリアフリーすすめ隊」を組織して、学校や一般市民向けにワークショップをされているそうです。

最後に「滋賀県警察官への研

「びーす&ピース」（兵庫県たつの市手をつなぐ育成会）の活動概要と福祉体験の実践がありました。私は、広島県手をつなぐ育成会では、保護者の有志で作つた「知的障害者疑似プログラム「あび隊」隊員」として活動していますが、他地域のキャラバン隊体験初めてで、広島とは違う関西独特な笑いで明るく元気に知的障害理解講座をされていて、私たちも負けないようにしたいと思いました。

警察官だけではなくペテランの方にも企画して頂けるようにお願ひするといふとのことでした。

そして、助言者の関哉直人弁護士より、「差別に關する意識調査アンケート」でも浮き彫りになつてゐるが、学校時代に受けたいじめへの言及がとても多かつたので、学校時代に知的障害者理解を進めることが重要だと思われる。また行政職員には差別解消の義務があるので、ガイドラインなど地域で確認しておくようとのことでした。

また、広島での「あび隊」について少しコメントを求められました。(あび隊の隊員数が42人で47人まで増やしたいと言うと、上記の市川や大田区のかたが「そんなに多いの?」と驚かれていました。私はまだ足りないと思つていたので逆に驚きました。)

シンボジウムの後は「障害者への虐待防止と育成会の役割」～障害のある人もない人も暮らしやすい地域とは～と題して野沢和弘氏より講演がありました。

まず「施設の虐待認定」が少ない理由について、千葉県袖ヶ浦福祉センターでの陰湿な虐待事件を絡めた話から「家族が沈黙しないために」育成会としての重要性を話されました。また、施設の虐待事例を報告した職員さんに対し、名譽棄損で損害賠償請求する事例があるとの話もありました。

障害者差別解消法についても地域協議会や条例などのその地域の実態に即したシステムづくりが必要であることと、どちらにしても法律が出来ただけではダメで、それを円滑に機能させる仕組みづくりの「条例」が重要であることを何度も話されていました。

広島県でも条例への取組が急務だと思われました。

研修会は若いらえるように、ベテランの方へも、どうぞお越しください。何か疑問があるようでした。



三田さん3位入賞表彰式の様子

紀の国わかやま大会に参加させていただきました。私は、100m走とソフトボール投げに出場しました。この全国大会まで広島県代表の他の特別支援学校の生徒と練習したり、昼休みに先生とグラウンドでソフトボール投げの練習をしてきました。練習では、ソフトボール投げの練習を徹底的にやりました。投げるフォームを修正しながらやりました。そして10月になり本番の紀の国

紀の国わかやま大会に参加して

広島県立廿日市特別支援学校 高等部3年 三田 玲司

わかつやま大会がきました。私の種目がない日は、同じ広島県の選手を応援しました。本番では初めにソフトボール投げをしました。私の組に前大会のチャンピオンがいたのでびっくりしました。自分の番が来て記録が出た時には正直がっかりしました。5月にあつた大会の時より記録が下がってしまいましたが、3位という結果でした。前大会のチャンピオンにはかなわなかつたけど3位という結果を出せただけ

ソフトボール投げが終りました。100m走は7位でした。すごく悔しかったです。そしてとても楽しかったわからやま大会が終わりました。この大会で私は本当に色々な経験をさせてもらいました。3位になりメダルをもらい学校へいい報告ができることが一番うれしかったです。

(紀の国わかやま大会)へ陸上コートとして参加させていただきました。本校から1名の生徒が広島県選手団に選出され、陸上競技(100走、ソフトボール投げ)に参加させていただきました。本校からは初の選出でした。本校では生徒会活動の一つとして運動クラブがあります。毎週木曜日週1回活動をしています。現在、本校では生徒増に伴いグラウンドに仮設校舎が建ち、また新校舎も建設中で練習を行う環境はとても厳しい状況です。場所の確保に苦労しながら生徒に、ソフトボールや筋力トレーニング等を行いました。クレーン活動以外でも、時間を見つけてはキャッチボールや筋力トレーニング等を行いました。「自己記録の更新」を目指してレベルアップに努めました。大会では、生徒は全国レベルの実力を間近で感じ、プレッシャーを感じていたようでした。競技では、練習の成果を発揮し、ソフトボール投げで銅メダルを獲得することができました。目標である自己記録の更新は達成できなかつたものの、それに近い記録を出すこともできました。また、この大会には広島県の特別支援学校の生徒が多く出場しています。自己ベストを更新できた生徒もいれば、思うような記録を出すことができず涙を流した



## 広島県選手団のみなさん

全国障害者スポーツ大会に参加して

広島県立廿日市特別支援学校 教諭 栗原 康輔

生徒もいました。しかし、どの生徒も日頃の練習の成果を十分に發揮していました。この大会に向けて努力したことが今後の人生において大きな財産になると思います。今後の活躍に期待しています。最後になりましたが、この大会の運営にあたつてくださいました関係する全ての方々に感謝申し上げます。

## ストライク目指して熱戦を展開 好スコア続出のボウリング大会

2015ボウリングピックinふくやま 平成27年12月5日(土)

第21回広島県知的障害者スポーツ大会「2015ボウリングピックinふくやま」が昨年12月5日、福山市南手城町の福山パークレーンで開催されました。参加チームは、県下の施設・事業所から32チーム、310人が参加、午前の部と午後の部に分かれて熱戦を展開しました。開会式では、主催者側の広島県手をつなぐ育成会水戸静真、県議会議長代理原田勉自立支援担当監、福山市長代理保健福祉局神原大造福祉部長、福山市議会議長代理民生福祉委員会西本章委員長から祝辞を頂きました。



メイトの城下昇、黒崎望美さんが選手宣誓の後、ゲーム開始。好スコアが出るたびに拍手と歓声、ハイタッチの風景が随所で見られ、大会は楽しい一日となりました。

大会の入賞者は次のとおりです。午前の部 優勝 徳山尚希さん スコアー342、準優勝大平和博さん、第3位志さんです。午後の部 優勝 柳田龍太さん スコアー289、準優勝 天崎孝二さん、第3位和田崇さんです。おめでとうございます。参加された各事業所職員の皆様、お手伝いくださいました。各施設・学校の皆様有難うございました。

新春を迎えて間もない去る1月14日、広島県に「障害者スポーツ協会」が設立されました。広島アジア大会、続く広島国体が終わった頃から一部のスポーツ関係者の間で話題になっていたことが、一千の歳月をかけて実現しました。障害者スポーツについては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの誘致が決定して以来振興機運が高まっています。この機運に乗って広島県障害者スポーツ協会も設立されたのが実情だと考えています。全国47都道府県で最後の最後の設立になりました。不名誉な事との指摘もありますが、設立に携わった「検討委員会」の関係者間では先進県の成果に学び、「最も素晴らしい協会を!」を念頭に設立準備を進めてきました。

設立をめざしたスポーツ協会は、「障害者がスポーツ活動を通じて健康の保持・増進や地域社会との交流による社会参加に努め、また競技力の向上に取り組むことができるよう、障害者スポーツの振興を図り、もつて活力ある共生社会の実現を目指す」ための活動を担う組織です(会則第3条)。

ただし、調査・検討の時間が短く、協会の名称案(仮称)、「規約」「事業計画」「事務局」の設置場所等々、最低限の組織体制と基本的な活動方針(事業)が整えられました。

午後の部も広島県特別支援学級設置校校長会 山名朋子会長はじめ来賓の方々から祝辞を頂きました。そして、ふくやまクリーン

月14日、広島県に「障害者スポーツ協会」が設立されました。広島アジア大会、続く広島国体が終わった頃から一部のスポーツ関係者の間で話題になっていたことが、一千の歳月をかけて実現しました。障害者スポーツについては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの誘致が決定して以来振興機運が高まっています。この機運に乗って広島県障害者スポーツ協会も設立されました。不名誉な事との指摘もありますが、設立に携わった「検討委員会」の関係者間では先進県の成果に学び、「最も素晴らしい協会を!」を念頭に設立準備を進めてきました。

たゞで、多くの課題はこれから検討に委ねられています。設立検討に参画させていただいた者として、どうしてもお願ひ申しあげておきたいことがあります。

知的障害のある方が地域に住み、安心・安全で豊かな生活を確保するために、気軽にスポーツに親しむことのできる機会や場面を保障された地域づくりです。知的障害という特性からして、文字では簡単に書けますが、知的障害の特性から、これは大変な課題です。この課題に直接対峙する広島県手をつなぐ育成会と広島県知的障害者福祉協会の連携した取り組みが期待されています。この二つの組織が県段階での連携はもとより、個々の地域でも連携し、中核となつて地域行政をはじめ様々な支援を結集し、障害者のある人がスポーツに気軽に親しむことができる環境をまず構築する体制づくりが喫緊の課題です。

育成会会員の皆さん!それぞれの地域において、知的障害者福祉を担う事業所と連携し、是非とも地域における取組(地域課題の解決)の行動をお願いして報告を終わります。

## 遂に誕生! 広島県障害者スポーツ協会

広島県手をつなぐ育成会 理事 三上正浩



# 元気の出る 情報誌、交流誌 『手をつなぐ』を購読しませんか？

## 読者の声

●国や各地域の動き、魅力的な特集、そして何よりご本人の声が掲載されていて、毎号楽しみに読んでいます。

(施設職員・広島市)

●毎号、又村あおいさんの分かりやすい情報と、全国の同じ悩みをもつ親やきょうだいの声に元気づけられています。

(保護者・廿日市市)

**購読年会費 3,600円** (税込、送料込)  
(毎月届きます)

※平成28年4月号から3,800円になります。

購読のお申込み、お問合せは  
**広島県手をつなぐ育成会**

までお気軽にご連絡ください。

電話 082-537-1773  
FAX 082-537-1778  
E-mail kenhonbu@magic.odn.ne.jp

## 付添看護共済事務局より

各支部の皆様には来年度のご新規申込みや変更届などでお世話になっております。入院給付金は退院翌日から起算して3年を経過をしたら請求ができなくなりますのでご注意ください。ご不明な点などがございましたら事務局までお問合せください。

TEL 082-537-1773  
FAX 082-537-1778

★平成28年3月26日(土)理事會と総会を開催します。ご案内とおり、総会の後に研修会「知つてほしい・知つておきたい」知的障害と「警察」」がありますので、理事、正会員(評議員)の皆様には万葉お繰り合わせのうえご出席ください。

★広島県育成会のホームページをご活用ください！

昨年、ホームページをリニューアルしましたので、各地域育成会様において掲載希望の事項(行事や研修会の案内等)がありましたが、事務局までご連絡をお願いします。

## お知らせ

去る平成27年11月28日(土)・29日(日)に香川県高松市で開催された第4回手をつなぐ育成会「すまいる大会」香川大会に参加しました。2年前に福山大会で出会った香川県スタッフの方の心配はどこへやら・・・。あたたかな手作り感に溢れ、それでいて参加者が息つく間もないほどの練りこまれたプログラムが待っていました。この大会ができるがるまでの過程を粘土細工に例えるならば、初めて、他の色のものをくっつけたり、他の色のものを作り、ちぎってはまた別の色のものを作り、小さくて少し硬かつたかたまりを、みんなの手でこねたり、のばしたりして、ちぎってはまた別の色のものを作り、小さくて少し硬かつたかたまりを、みんなの手でこねたり、のばしたりして、他の色のものを作りました。この大会が親の大会を凌ぐだろうと思えるほどの元気とパワー満ち溢れていますね。」との言葉がありました。本人大会は、自己研鑽や仲間づくりだけでなく、自己表現の場としてどれほど大切な機会であるのか、ということがあらためて胸に響いた2日間でした。

(平成28年度は全国大会(神奈川県横浜市)、中国・四国大会(山口県萩市)、広島県大会(庄原市)が予定されています。)

## 編集後記